

2011年11月7日

LEC書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

『2011年版 出る順行政書士 ウォーク問過去問題集①法令編』第1刷の記載につきまして訂正箇所がございます。

同書の第1刷（「索引」ページ直後の「奥付」をご確認ください）をお持ちの方は、大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

**GD08366 『2011年版 出る順行政書士 ウォーク問過去問題集①法令編』第1刷  
本試験問題・ウォーク問対照表**

問年	01	02	03	04	05
35	(353)	(354)	(355)	(356)	(357)
36	—	—	—	—	—
	↓ (訂正)	↓ (訂正)	↓ (訂正)	↓ (訂正)	↓ (訂正)
35	—	—	—	—	—
36	(353)	(354)	(355)	(356)	(357)

問年	06	07	08	09	10
20	<del>217</del> → 227 (訂正)				
22					<del>236</del> → 237 (訂正)
42				<del>334</del> → 331 (訂正)	
45		<del>346</del> → 347 (訂正)	<del>347</del> → 346 (訂正)		

(p. 60) 問 20 肢エ【解説】

配置規制がについて、判例は、「公衆浴場業者が経営の困難

↓ (訂正)

配置規制について、判例は、「公衆浴場業者が経営の困難

(p. 68) 問 24 肢 3【問題】

致するとはいえないが、選挙の公正を確保するためのルールである

↓ (訂正)

致するとはいえないが、選挙の公正を確保するためのルールである

NEW!

(p. 161) 問 65 肢 E【解説】

人である。そして、時効期間満了時（今年の6月1日）か6

↓ (訂正)

人である。そして、時効期間満了時（今年の6月1日）から6

(p. 166) 問 67 肢 1 【解説】

取消前に取引関係に入った善意の第三者は対抗することがで

↓ (訂正)

取消前に取引関係に入った善意の第三者には対抗することがで

(p. 192) 問 79 肢 2 【解説】

経済上不利利益を回避することにあるが、このことは実際の所

↓ (訂正)

経済上の不利利益を回避することにあるが、このことは実際の所

(p. 194) 問 80 肢オ 【解説】

時に債権者の同意を得た場合、債務者は債権者に代位するこ

↓ (訂正)

時に債権者の同意を得た場合、債権者に代位するこ

NEW!

(p. 198) 問 81 肢ア 【解説】

階では、抵当不動産と分離物の端所的一体性は保たれてい

↓ (訂正)

階では、抵当不動産と分離物の場所的一体性は保たれてい

(p. 201) 問 83 肢 2 【問題】

に対する債務は未だ履行不能とはいえない。

↓ (訂正)

に対する債務は未だ履行不能とはならない。

(p. 214) 問 88 肢 1 【問題】

と主張しています。私か保証債務の履行を拒むことは可能でしょう

↓ (訂正)

と主張しています。私が保証債務の履行を拒むことは可能でしょう

(p. 214) 問 88 肢 3 【問題】

引によって、私か想定していた以上の債務をAが負うことになり、

↓ (訂正)

引によって、私が想定していた以上の債務をAが負うことになり、

(p. 226) 問 92 肢イ 【解説】

双務契約における危険負担については債権者主義を採用してい

↓ (訂正)

双務契約における危険負担については債権者主義を採用してい

(p. 288) 問 118 肢オ 【解説】

オ 妥当でない 夫の失踪宣告後、妻が再婚した場合、再婚の両当事者が善意でなければ、宣告が取り消されても、後婚は無効にならず（取消原因）、前婚も復活する（離婚原因）。

↓（訂正）

オ 妥当でない 夫の失踪宣告後、妻が再婚したが、その後、失踪宣告が取り消された場合、①再婚した当事者の一方または双方が悪意であれば、前婚が復活して重婚状態となり、前婚については離婚原因（770条1項5号）、後婚については取消原因（744条・732条）となる。②双方が善意であれば、32条1項後段が適用されて前婚は復活しないため、後婚のみが有効となる。

(p. 353) 問 148 肢3 【問題】

3 行政手続法は、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を

↓（訂正）

3 行政手続法は、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を

(p. 412) 問 175 肢エ 【解説】

の執行機関の規則のことである。

↓（訂正）

の執行機関の規則のことである。したがって、行政庁が「法律に基づき処分の要件を定める政省令（政令・省令）」の規定に従って許認可等をするかどうかを判断するための基準も「審査基準」に含まれるが、そのような「政省令」の規定それ自体は「審査基準」には含まれない。

(p. 464) 問 201 肢3 【解説】

行政庁であるときは、審査庁は、裁決で当該処分を変更すべきことを命じることができる（40条5項本文前段）。

↓（訂正）

行政庁であるときは、審査庁は、裁決で当該処分を変更することができる（40条5項本文前段）。

(p. 488) 問 212 肢ア 【解説】

処分に遡って失効する（形成力）。

↓（訂正）

処分を遡って失効させる（形成力）。

(p. 642) 問 285 肢4 【解説】

も、場屋中に携帯した物品が場屋の主人またはその使用人が

↓（訂正）

も、場屋中に携帯した物品が場屋の主人またはその使用人の

(p. 718) 問 317【解説】

である。よって、ウには「又は」が入り、イ・エ・オには「若しくは」が入る。

↓ (訂正)

である。よって、エには「又は」が入り、イ・ウ・オには「若しくは」が入る。

(p. 721) 問319【問題】 設問文

法格言に関する次のア～オの記述のうち、 A ~

↓ (訂正)

法格言に関する次のア～オの記述のうち、空欄  A ~

(p. 750) 問 330【問題】 第1段落

あり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場令

↓ (訂正)

あり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合

(p. 768) 問 337【解説】

さらに、ウを検討する。ウの直前をみると、45条の8が規

↓ (訂正)

さらに、ウを検討する。ウの直前をみると、245条の8が規

以上のおおりに、訂正してお詫びいたします。制作上の不手際によりご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。なにとぞよろしく願いいたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部